受賞者名

福岡市(福岡県 福岡市)

国土交通大臣賞

所在地

福岡県福岡市

受賞テーマ

建設発生土の再利用について

「福岡市建設発生土リサイクルプラント認定審査制度」

建設発生土は「再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年)」により指定副産物に指定され、再生資源として有効利用促進することが特に必要なものとして位置づけられており、また、「建設リサイクル推進計画 '97:平成9年10月 建設省」では平成12年度にリサイクル率を80%にするとの目標値が定められていた。

福岡市では平成9年度実績で建設発生土は約58万㎡発生し、リサイクル率は約10%程度だった。また、このうち 道路掘削による発生量は約30万㎡と半数を占めていたが、そのリサイクル率は5%程度であり、再生資材として利用 可能なもののほとんどを搬出処分している状況であった。

建設発生土の再利用取組前までは道路掘削跡の 埋戻しの多くは新材砂を用いており、掘削時に発生 した建設発生土は残土処分場へ搬出処分していた。

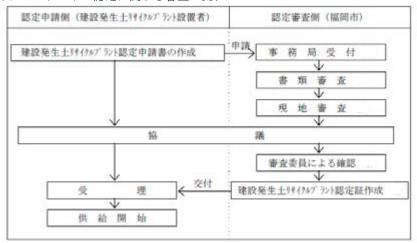
新材砂を用いていた理由は、道路掘削跡の埋戻し 材料は工事発注部局が定めている品質基準があり、 建設発生土はその基準を満足しないものが多く、建 設発生土をそのまま埋め戻し材として使用できな い状況にあったためである。

そこで、建設発生土の再利用を促進するため、道路掘削跡の埋め戻し材としての建設発生土の使用 基準を定めることとした。ただ、福岡市にはその基準を満たす砂の供給手段が無いことから、福岡市内



およびその近郊にある民間企業の建設発生土リサイクルプラントを福岡市によるリサイクルプラントとして認定し、 製造された砂を市の事業で使用することで新材砂の使用量を抑制するとともに建設発生土の再利用を実施している。

○建設発生土リサイクルプラントの認定に関する審査の流れ



現在もリサイクルプラントの新規認定について相談があり、今後も建設発生土の再利用の推進に努めていく。